

[巻頭言]

1 日シンポジウム

理事長 前田 庸

信託法学会第25回研究発表会は、同学会25周年記念事業として、「商事信託の立法論的研究」(仮題)をテーマとする1日シンポジウムとすることに決定した。

信託法学会で1日シンポジウムを行うのは、これで2回目である。

第1回目は、信託法学会10周年記念事業として、「信託法改正問題」をテーマとするものであった。それは、故四宮和夫先生を中心として、昭和52年春に発足した「信託法研究会」の作成した「信託法改正試案」を対象としていた。この改正試案の趣旨は、四宮先生がそのシンポジウムの冒頭で発言しておられるように、基本的には現行信託法起草者の意図を尊重しつつも、その後の学説によって批判を受けた部分、新しい社会的経済的需要への対応に欠けている部分などを是正することであった。

ところで、この改正試案の内容を見ると、主として、いわゆる民事または商事を問わない信託一般がその対象とされていることはいうまでもないが、そこには、今日のいわゆる商事信託に関するものも含まれていなかったわけではない。げんに、四宮先生が前述したシンポジウムの冒頭の発言の中で、是正が必要である例を5つあげておられるが、そのうちの2つは、商事信託に関連のあるものであったといえることができる。その一は、現行信託法が受益者多数または不特定の信託について生ずる問題に対処する配慮に欠けている点をあげられ、この点に関しては、例えば、受益者に認められる種々の権能の行使の仕方、受益権の証券化、が問題になろうと指摘しておられる。その二は、現行信託法に事業信託や営業信託を認める明確な規定の存しないことを指摘しておられる。

改正試案では、これらの四宮先生の御指摘の点の一部について立法的に解決しようとしている。たとえば、信託の定義に関する試案1条では、信託「財産をもってする事業の経営をすべき関係」を信託の定義に含めている。そこで「財産」とは、プラスのみならずマイナスを含み、債務を伴う営業財産の信託による事業の経営も想定されていた。また、試案33条の3から33条の6までで、受益権の証券化を認めており、かつ、その場合のその記載事項、善意取得等に関する規定が設けられている。しかし、受益者多数の信託について受益者に認められる種々の権能の行使の仕方については、試案では、特に解決案が示されていない。ただ、受益権の証券化に関連して、受益者にとっては受益権の継続的行使の便宜および受託者にとっては受益者を確知するための便宜等の観点から、株式に関する株主名簿制度と同じような受益者の登録制度を決定すべきかという問題提起をする発言がなされているが、これについても試案で規定されるにはいたっていない。

商事信託の立法論をするに当たって生ずる問題は、枚挙にいとまないといっても過言ではないであろう。そもそも商事信託をどのように定義するかがまず問題になろう。前述の改正試案で未解決であった受益者多数の場合の取扱いについても、受益者名簿や受益者集会を法定するか、また受益者集会を法定するとして、その決議事項や決議要件をどうするか等の布目細かな分析が必要であろう。受託者の有限責任が認められるかについては、しばしば論じられているが、契約上はともかく、立法上これを認めることにした場合には、その条件は何かを厳しく検討することが、株主有限責任との対比からいっても不可欠であろう。受託者の地位についても、たとえば共同受託者の取扱い、自己執行義務、分別管理義務等に関して商事信託に特別の考慮の必要がないかも問題になりうるであろう。

信託法学会第25回研究発表会は、まさに商事信託の立法論を真正面から取り上げるものである。商事信託の抱える問題点ができるだけ多く取り上げられ、それらについて有益な議論が展開されることを心から望む次第である。